

## 浜松市バス路線維持・運行事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市バス路線維持・運行事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、バス路線の運行を維持する乗合バス事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本市における地域住民の交通の利便を確保することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによるほか地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）、静岡県バス運行対策費補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）及び規則の例による。

- (1) 地域協議会 国庫補助金交付要綱第2条第1項第1号に定められた協議会に該当している静岡県生活交通確保対策協議会をいう。
- (2) 静岡県地域間幹線系統確保維持計画 国庫補助金交付要綱第8条に基づき地域協議会において策定された地域公共交通確保維持事業に係る計画(以下「維持計画」という。)をいう。
- (3) 地域間幹線路線 地域協議会に、乗合バス事業者から、事業者単独での継続が困難である旨の申出がされ、生活交通の確保、維持が必要と認められた路線のうち、維持計画に掲載された路線をいう。
- (4) 地域バス路線 地域協議会において、生活交通の確保、維持が必要と認められた路線のうち、第3号に掲げる路線を除く路線をいう。

### (補助対象路線、補助対象期間及び補助金額)

第4条 補助対象路線、補助対象期間及び補助金額は別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条第1項及び規則第13条の規定により別表に掲げる補助金交付申請書兼実績報告書及び提出資料（第1号様式から第7号様式のうち指定されたもの）を同表に定める提出期日までに市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付に関する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、効率的な運行に努めなければならない。

(2) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(3) 補助事業者は、やむを得ない事情により当該バス路線の運行を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(4) 補助事業者は、市税を完納していなければならない。

(補助金額の交付決定通知及び交付確定通知)

第7条 市長は、第5条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは規則第7条第1項及び規則第14条の規定により、補助金交付決定通知書兼交付確定通知書(第8号様式)を補助金の交付申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付申請者は、補助金の交付申請を取下げるときは、規則第8条の規定により前条の通知があった日から2週間以内に、補助金交付申請取下届出書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受領したときは、受領した日から10日以内に請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表（第4条及び第5条関係）

事業区分	地域	補助対象路線	申請書及び提出様式	提出期日	補助対象期間	補助金額
地域間幹線路線維持	天竜 佐久間 水窪 龍山	北遠本線（西鹿島駅～水窪町）	第1号様式 第6号様式 第7号様式	補助金の交付を受けようとする会計年度の1月20日	補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月1日から当年度の9月30日まで	経常費用から経常収益、国県補助額及び他からの負担金等を控除した額以内。ただし、申請者の前年度決算時において利益剰余金がない場合は事業継続費を加算できるものとする。
	春野	秋葉線(秋)（袋井駅～気多）				
		秋葉線(遠)（春野車庫～西鹿島駅、春野車庫～厚生会）				
地域バス路線維持	春野	秋葉線(遠)（春野車庫～春野協働センター）	第2号様式 第3号様式 第4号様式 第5号様式 第6号様式 第7号様式	補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日	補助金の交付を受けようとする年度の前年度の4月1日から3月31日まで	経常費用から経常収益及び他からの負担金等を控除した額以内。
	天竜	阿多古線				

宛て先 浜松市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者名 印

浜松市バス路線維持・運行事業費補助金交付申請書兼実績報告書  
(地域間幹線路線維持事業分)

平成 年度浜松市バス路線維持・運行事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、浜松市補助金交付規則第13条の規定により実績報告します。

記

1 交付金交付申請額及び概要 ( 区 )

路線名	系統			補助金 交付 申請額	系統 キロ 程	1日 当り 運行 回数	実績				
	起点	主な 経由 地	終点				年間 運行 日数	年間 運行 回数	実車 走行 キロ	年間 輸送 人員	平均 乗車 密度
				円	km	回		回	km	人	
				円	km	回		回	km	人	

関係市町の補助金交付申請額の内訳

市町名	補助金交付申請額
浜松市	円
	円
合計	円

2 補助金の交付を受けようとする理由

### 3 申請に係る運行系統の概要及び申請額算出表

路線名	運行系統			経常費用 (A)	経常収益 (B)	国県補助金申請額 (C)	経常費用から経常収益国県補助金を控除した額 (A) - (B) - (C) = (D)	浜松市の按分比率 (E)	補助金交付申請額 (D) × (E)
	起点	主な経由地	終点						
				円	円	円	円		円
				円	円	円	円		円

#### 記載要領

- (1) 系統ごとに申請番号をかえて記載すること。
- (2) 「系統キロ程」は、小数点以下第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。
- (3) 「実車走行キロ」は、小数点以下第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- (4) 「補助金交付申請額」は、系統ごとに千円未満の端数は切り捨てること。
- (5) 申請者の前年度決算時において利益剰余金がない場合は、経常費用に市が適正と認めた事業継続費を加算できるものとする。また、事業継続費の加算による本市補助金の増加額は( )書きで記載し、増加額の上限は100万円とする。

#### 4 事業改善等への取組み

項目	具体的な取組内容
(1)現状把握	
利用実態の把握	
住民意向の把握	
その他	
(2)収支改善に関する検討及び実施内容	
運行収入関連	
運行経費関連	
その他	
(3)その他	

#### 5 添付書類

- (1) 静岡県バス運行対策費補助金交付申請書及び添付書類
- (2) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (3) 市税納付・納入確認同意書(第6号様式)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(第7号様式)
- (5) 事業改善等への取組みに関する資料
- (6) 事業継続費の算出根拠となる資料

宛て先 浜松市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

浜松市バス路線維持・運行事業費補助金交付申請書兼実績報告書  
（地域バス路線維持事業分）

平成 年度浜松市バス路線維持・運行事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

また、浜松市補助金交付規則第13条の規定により実績報告します。

記

1 交付金交付申請額及び概要（ 区 地域）

路線名	系統名			補助金 交付 申請額	系統 キロ 程	1日 当り 運行 回数	実績				
	起点	主な 経由地	終点				年間 運行 日数	年間 運行 回数	実車 走行 キロ	年間 輸送 人員	平均 乗車 密度
				円	km	回	日	回	km	人	
				円	km	回	日	回	km	人	
合 計				円					km	人	

2 補助金の交付を受けようとする理由

第3号様式（第5条関係）

1 申請事業の概要（区 地域）

補助対象期間における損益状況	科目		金額（円）	
	経常収益	運送収益(A)		
		運送雑収		
		営業外収益		
	合計(B)			
	経常費用	運送費	人件費	
			燃料油脂費	
			修繕費	
			固定資産償却費	
			保険料	
施設利用料				
施設賦課税				
その他経費				
計(C)				
一般管理費		人件費		
	その他経費			
計				
営業外費用				
合計(D)				
損益	運送損益(A-C)			
	経常損益(B-D)			

全実車走行キロ (E) (補助対象期間)
km

キロ当たり経常費用 (D) ÷ (E) = (F)
円 銭

当該バス事業における事業用車両数(補助対象期間の末日現在)	乗車定員	車両数
		人
計		

地域バス路線の春野秋葉線(遠)(春野車庫～春野協働センター)においては記入不要

## 2 運行系統の概要及び補助金交付申請額

申請 番号	運行 系統名	運行系統			系統 キロ程		運行開始 年月日
		起点	主な経由地	終点	往 復	(平均) キロ程	
					往 . km 復 . km	(平均) . km	
					往 . km 復 . km	(平均) . km	
計	系統				往 . km 復 . km	(平均) . km	

申請 番号	経常費用 (A)	経常収益 (B)	欠損額 (A)-(B)=(C)	補助金交付申請額 (C)
	円	円	円	円
計				

申請 番号	配車車両		
	乗車定員	自動車登録番号	車齢
	人		年 月
計			両

地域バス路線の春野秋葉線(遠)春野車庫～春野協働センター)においては記入不要

### 記載要領

- (1) 「補助対象期間における損益状況」の欄については、4条バス運行事業と他の旅客自動車運送事業等類似事業を実施している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号運輸省自動車局長通知「自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」に準じて行うこと。
- (2) 「全実車走行キロ」及び「系統キロ程」については、小数点以下第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。
- (3) 運行系統の概要は、系統ごとに申請番号を変えて記載すること。
- (4) 「配置車両」の欄には、補助対象期間中、通常当該系統に配置されている車両について記載すること。
- (5) 「補助金交付申請額」は、系統ごとに千円未満の端数は切り捨てること。

### 3 事業改善等への取組み

項目	具体的な取組内容
(1)現状把握	
利用実態の把握	
住民意向の把握	
その他	
(2)収支改善に関する検討及び実施内容	
運行収入関連	
運行経費関連	
その他	
(3)その他	

### 4 添付書類

- (1) 対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第3項の事業報告書又は要素別原価報告書
- (2) 運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表(第4号様式)
- (3) 補助対象期間における収支実績内訳書(第5号様式)
- (4) 第5号様式の算出根拠(損益配分表)
- (5) 平均賃率算定表
- (6) 当該事業に係る運行系統を明示した地図
- (7) 春野秋葉線(遠)(春野車庫～春野協働センター)は人キロ計算書
- (8) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (9) 市税納付・納入確認同意書(第6号様式)
- (10) 暴力団排除に関する誓約書(第7号様式)
- (11) 事業改善等への取組みに関する資料

運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表（ 年度）

運 行 系 統												経 常 収 益				平均乗車密度算定		備考	
申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程 (km)	運行回数 (回)	輸送人員 (人)	計画運行日数及び計画走行キロ		欠行回数及び欠行キロ	実車走行キロ (km) E	運送収益 (円) A	運送雑収 (円) G	営業外収益 (円) H	計 A+G+H	平均賃率 (円) I	平均乗車密度 A/E/I		
								日数	キロ										回
第号						.		日	km	回	km	km					.	.	
						.											.	.	
						.											.	.	
						.											.	.	
合計																			

[ 記載要領 ]

- 1 この書類は、補助対象期間（4.1～3.31）において、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること。
- 2 申請番号は、補助金交付申請書兼実績報告書の申請番号と同一のものとすること。
- 3 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。
- 4 運行回数は、補助対象期間中における1日の平均を小数点以下第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。平日、祝日、学校の開閉等に分かれる場合はそれぞれ記入すること。
- 5 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 6 実車走行キロは、小数点以下第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 7 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切り捨て)。
- 8 平均乗車密度はA÷E÷Nと連算し、その値について、小数点以下第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 9 備考欄には、運行回数の変更、運賃改定等の特記すべき事項についてその内容を記載すること。
- 10 各運行系統のキロ程、輸送人員、計画運行日数及び計画走行キロ、欠行回数及び欠行キロ、実車走行キロ、運送収益、運送雑収、営業外収益及び計の合計欄については必ず記載すること。

収支実績内訳書

4条バス運行事業に係る収益及び費用

単位：円

款	金額	項	金額	目	金額	節	金額	備考				
経常収益		運送収益		旅客運賃		普通運賃						
				その他収入		定期運賃						
		営業外収益		運送雑収		運送雑益		その他収益				
				金融収益	金融収益		金融収益		金融収益			
					流動資産売却益		流動資産売却益		流動資産売却益			
					その他収益		その他収益		その他収益			
損益		経常費用		人件費		給料						
						手当						
						賞与						
						その他						
				燃料油脂費		ガソリン費						
						軽油費						
						その他の燃料費						
						油脂費						
				修繕費		車両修繕費						
						建物構築物修繕費						
						工具器具備品修繕費						
				固定資産償却費		車両						
						建物						
						構築物						
						機械装置						
						工具器具備品						
						その他固定資産償却費						
				保険料		自動車損害賠償保険料						
						車両						
						建物						
				施設使用料		その他の保険料						
						借地料						
						借家料						
				施設賦課税		その他の施設利用料						
						固定資産税						
						自動車重量税						
						自動車税						
						軽自動車税						
				その他経費		その他の施設賦課税						
				一般管理費		人件費		役員報酬				
								給料				
								手当				
								賞与				
その他経費		その他										
		修繕費										
営業外費用			固定資産償却費									
			保険料									
			施設使用料									
		租税公課										
金融費用			金融費用									
			流動資産等売却費用		流動資産売却損							
			その他費用									

記載要領「4条バス運行事業に係る収益及び費用」は、当該事業全体に係る収益及び費用を円単位で記載すること。

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長  
(取扱い) 交通政策課

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市バス路線維持・運行事業費補助金交付要綱第6条第4号の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市バス路線維持・運行事業費補助金

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市バス路線維持・運行事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。  
また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様

浜松市長

浜松市バス路線維持・運行事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった補助金交付申請書兼実績報告書を審査の結果、補助金の交付を決定し、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜松市補助金交付規則第7条及び第14条の規定に基づき通知します。

記

補助金の額

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金								

- 【附則】
1. 浜松市バス路線維持・運行事業費補助金交付要綱第6条を遵守すること。
  2. 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
  3. 規則第17号第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
  4. 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

平成 年 月 日

あて先 浜松市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名 印

浜松市バス路線維持・運行事業費補助金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付で浜松市指令 第 号により補助金交付決定通知兼確定通知のあった平成 年度浜松市バス路線維持・運行事業費補助金について、浜松市補助金交付規則第8条の規定に基づき、下記のとおり交付申請を取下げます。

記

1 補助金額

金 円

2 申請年月日

3 取下げ理由

平成 年 月 日

あて先 浜松市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

浜松市バス路線維持・運行事業費補助金請求書

平成 年 月 日付で浜松市指令 第 号により補助金交付決定通知兼確定通知のあった平成 年度浜松市バス路線維持・運行事業費補助金について、要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

【支払先】

口座名義

金融機関名

口座種別( 普通 / 当座 )

口座番号